

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成28年 11月14日	平成28年 11月28日	2014年8月31日に大阪府知事 (計量検査所の〇〇主査及び△ △指導課長に報告したメール (市長に転送されているもの) について	不存在		経済戦略局	計量検査所
平成28年 11月14日	平成28年 11月28日	・平成26年11月〇〇株式会社△ △工場に対して実施した立入検 査の内容を記録した相談等受付 票 ・不存在による非公開決定通知 書(平成28年10月27日付け大経 計第91号)	部分公開	1	経済戦略局	計量検査所
平成28年 11月14日	平成28年 11月28日	1.平成27年4月に〇〇株式会社 △△工場の代検査を実施した久 □□が市長に提出した質量標準 管理マニュアル申請書と承認書 の写し、又は変更届の写し 2.平成26年8月31日の〇〇株式 会社△△工場使用計量器の検査 に係る虚偽の捏造成績書及び、 同社が提出した合格の根拠につ いての公文書 3.〇〇株式会社が事業廃止届を 提出した理由及び、事業廃止届 を提出にあたり、調査をせずに 知事に回送した理由、基準器を 持てない企業が適正な計量がで きる理由についての公文書 4.適正計量管理事業所の廃止を 推進する理由及び、適正計量管 理事業所の廃止にかかり適正な 指導を行わない理由についての 公文書 5.公的質量標準管理マニュアル を無視し、個人計量士に全責任 を丸投げしている理由及び、権 限のない計量士に合否の判断を させて行政が責任を放棄してい る理由についての公文書	不存在		経済戦略局	計量検査所

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>6. 平成26年8月31日の〇〇株式会社△△工場の検査にあたり、計量士が不合格と報告した計量器について、行政が検定証印抹消を行わない理由及び、計量士を活用しない理由についての公文書</p> <p>7. 個人計量士に基準器の校正を押し付けていることについての公文書</p> <p>8. 個人計量士が80トンの特定計量器の検査を行うにあたり、それを認める根拠と承認の理由、厳重な審査をしない理由についての公文書</p> <p>9. 大企業が代検査を受けることの効果と目的及び、代検査を受けることを承認する理由についての公文書</p> <p>10. 〇〇株式会社△△工場の計量器にかかり、検査も指導もせず、捏造された検査成績書と合格証紙を見て合格と判断した理由及び、計量士の報告を無視した理由についての公文書</p> <p>11. 大企業の不正確な特定計量器を使用した計量証明書を野放しにしている理由についての公文書</p> <p>12. 質量標準管理マニュアルを厳重に審査しない理由についての公文書</p> <p>13. 〇〇県知事の指導を受けず、不適正な取扱いをする理由についての公文書</p> <p>14. 年間200万トンの取引証明行為を行う企業をおろそかにして適正な指導をしない理由についての公文書</p> <p>15. 計量検査所長以下全員が法令を順守しない理由についての公文書</p> <p>16. 市長が倫理観、道徳観を無視して老人を馬鹿にする理由についての公文書</p> <p>17. 計量士の活用を図らず追放する理由についての公文書</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成28年 11月17日	平成28年 12月1日	〇〇株式会社△△工場計量管理 規定（平成27年2月4日付届出 分）	公開		号 経済戦略局	計量検査所
平成28年 11月17日	平成28年 12月1日	大型・小型計量器定期検査成績 書	部分公開	1	号 経済戦略局	計量検査所
平成28年 11月17日	平成28年 12月1日	1. 平成26年8月31日に実施され た〇〇株式会社△△工場使用計 量器自主検査の検査成績書（器 物番号〇-〇-〇の計量器を除く 3器分） 2. 平成26年8月31日に実施され た〇〇株式会社△△工場使用計 量器自主検査の検査成績を示す 観測紙 3. 平成26年8月31日実施された 〇〇株式会社△△工場の自主検 査に係る質量標準管理マニユア ル 4. 平成26年8月31日に実施され た〇〇株式会社△△工場使用計 量器の自主検査にかかる基準器 受け入れ報告書、計量器管理台 帳、検査手順書 5. 平成26年8月31日に実施され た〇〇株式会社△△工場使用計 量器の自主検査に使用された実 用基準分銅の貸借契約書 6. 平成26年8月31日に実施され た〇〇株式会社△△工場使用計 量器の自主検査に係る質量標準 管理マニュアル変更届 7. 平成26年8月31日時点の〇〇 株式会社△△工場使用計量器の 計量管理規定 8. 市長が合格と判断して使用を 許可した特定計量器の種類と合 格を証明できる公文書 9. 本市が大阪府等に計量士資格 取り消し処分を求めた公文書	不存在		号 経済戦略局	計量検査所
平成28年 11月17日	平成28年 12月1日	市長が不適正であれば〇〇に対 して謝罪の公文書を公開してく ださい。市長が法令を順守する ことは当然である。真摯に仕事 をしてきた計量士に対して法令 違反者の烙印を押して追放する ことは市長がすることではない ので白黒をつけてください。お 願います。〇〇は享年〇歳の 老人です罪人としてあの世に行 くことは耐えられないのでよろ しく願います。	公開請求 却下		号 経済戦略局	計量検査所

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成28年 11月21日	平成28年 12月5日	平成27年5月〇〇株式会社△△工場に対して実施した立入検査の内容を記録した相談等受付票	部分公開	1 号	経済戦略局	計量検査所
平成28年 11月21日	平成28年 12月5日	<p>1. 合格と市長が判断した計量器を平成27年4月に修理させて使用させた理由、市長が合格とした計量器は修理する必要はない。</p> <p>2. 平成27年5月に知事と市長が合同で、その計量器を立入検査した検査成績書の写しの公開</p> <p>3. 平成26年3月27日に〇〇は計量士を不必要と判断して計量管理業務契約を廃止して、適正計量管理指定事業所の指定廃止届を市長に提出したが市長はその理由も聞くことなく、社長の経営判断として受理して、知事に転送し、知事がそれ受理しているその理由</p> <p>4. 市長は、適正計量管理事業所（以下適管という）の指定を事業者が廃止すれば、公的質量標準管理マニュアル（以下マニュアルという）をはじめとする計量管理規定等を順守する必要がない旨指導して、不適正な計量管理を指導している理由</p> <p>5. 適管の指定を廃止した企業が基準器を持つことなく正確な計量が実施できる理由、日常点検、定期検査を行うことなく基準器も持つことができない生産工場がハカリを修理販売をもって営利を追求する〇〇の指導の下に不法に高額な検査費用を承知の上において基準器の校正を始めとする実用基準分銅の校正を丸投げしてステイクホルダーの利益を担保できる理由</p> <p>6. 行政が適管の指定推進を啓蒙することなく、反対に適管の廃止推進を図り、自主管理を否定する理由、計量士の社会的地位の向上を阻害して市長がその権利を剥奪する理由、適正計量管理事業所制度と計量士制度を無視して計量士の生きる権利を剥奪した理由</p>	不存在	号	経済戦略局	計量検査所
平成28年 11月21日	平成28年 12月5日	不合格と行政に通知した特定計量器を市長がその通知を受けて立入検査を行い、適正な検査を行うこともなく、合格と是正して今日まで法定検査を行うことなく使用させている。代検査と称する。代検査と称する不法検査。	公開請求 却下	号	経済戦略局	計量検査所